



鳥取県公報

平成15年 6月30日(月)
号外第90号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例(45)(税務課) 1

——— 公布された条例のあらまし ———

鳥取県税条例の一部を改正する条例

1 総則に関する事項

- (1) 一定の上場株式等の配当等(以下「特定配当等」という。)に係る県民税及び一定の口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の金額(以下「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る県民税の徴収金は、県庁の所在地を管轄する県税事務所において賦課徴収することとした。(第5条関係)
- (2) 特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税の延滞金を定めることとした。(第9条関係)

2 県民税に関する事項

(1) 配当割に関する事項

県民税の配当割を次のとおり創設することとした。

- ア 課税標準は、特定配当等の額とすること。(第53条の2関係)
- イ 納税義務者は、特定配当等の支払を受ける個人で特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有するものとすること。(第21条関係)
- ウ 税率は、100分の5とすること。ただし、平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払を受けるべき特定配当等に係る税率については、100分の3とすること。(第53条の3、第53条の4関係)
- エ 徴収は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者等を特別徴収義務者として、特別徴収の方法により行い、翌月の10日までに、県に納入するものとすること。(第53条の5～第53条の7関係)
- オ 特定配当等に係る所得について申告をした場合には、所得割額から当該特定配当等に係る配当割額を控除するものとすること。(第24条の2関係)
- カ 配当割に係る更正及び決定に関する事項並びに不足金額等の納入手続を定めること。(第53条の8、第53条の9関係)

(2) 株式等譲渡所得割に関する事項

県民税の株式等譲渡所得割を次のとおり創設することとした。

- ア 課税標準は、特定株式等譲渡所得金額とすること。(第53条の10関係)
- イ 納税義務者は、一定の口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払を受ける個人で当該譲渡の対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有するものとすること。(第21条関係)
- ウ 税率は、100分の5とすること。ただし、平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間に生じた特定株式等譲渡所得金額に係る税率については、100分の3とすること。(第53条の11、第53条の12)

関係)

エ 徴収は、一定の口座が開設されている証券業者で当該口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価等の支払をする者を特別徴収義務者として、特別徴収の方法により行い、原則として翌年の1月10日までに、県に納入するものとする。 (第53条の13～第53条の15関係)

オ 特定株式等譲渡所得金額に係る所得について申告をした場合には、所得割額から当該特定株式等譲渡金額に係る株式等譲渡所得割額を控除するものとする。 (第24条の2関係)

カ 株式等譲渡所得割に係る更正及び決定に関する事項並びに不足金額等の納入手続について定めること。 (第53条の16、第53条の17関係)

3 事業税に関する事項

(1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人(現行の所得課税法人に限るものとし、公益法人等、特別法人、人格のない社団等、投資法人等を除く。以下「外形標準課税対象法人」という。)に対する事業税は、付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって課するものとする。 (第54条関係)

(2) 外形標準課税対象法人に対して課する事業税の課税標準は、次に掲げる事業税の区分に応じ、それぞれに定めるものとする。 (第55条関係)

ア 付加価値割 各事業年度の付加価値額

イ 資本割 各事業年度の資本等の金額

ウ 所得割 各事業年度の所得及び清算所得

(3) 外形標準課税対象法人に対する法人の事業税の税率について、次のとおりとする特例措置を講ずることとした。 (第58条関係)

付加価値割	100分の0.48	
資本割	100分の0.2	
所得割	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.8
	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.5
	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	100分の7.2

(4) 外形標準課税対象法人の事業税の徴収猶予に係る手続について定めることとした。 (第61条の2関係)

4 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日等

(1) この条例は、平成16年1月1日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日から施行することとした。

ア 3に関する事項 平成16年4月1日

イ 4に関する事項 公布の日等

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年 6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第45号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章 略 第2章 普通税 第1節 県民税 第1款～第4款 略 第5款 <u>特定配当等に係る県民税（第53条の2 - 第53条の9）</u> 第6款 <u>特定株式等譲渡所得金額に係る県民税（第53条の10 - 第53条の17）</u> 第2節 事業税 第1款 <u>通則（第53条の18・第54条）</u> 第2款 <u>法人の事業税（第55条 - 第64条）</u> 第3款 <u>個人の事業税（第64条の2 - 第68条）</u> 第3節～第10節 略 第3章及び第4章 略 附則	目次 第1章 略 第2章 普通税 第1節 県民税 第1款～第4款 略 第2節 事業税（ <u>第54条 - 第68条</u> ） 第3節～第10節 略 第3章及び第4章 略 附則

(課税地)

第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地を管轄する県税事務所において賦課徴収する。

税目	課税地
略	
利子等(第20条第6号に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。)に係る県民税	利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等(第20条第11号に規定する営業所等をいう。)で県内に所在するもののうち主たるものの所在地
特定配当等(第20条第6号の2に規定する特定配当等をいう。第9条第1項の表において同じ。)に係る県民税	県庁の所在地
特定株式等譲渡所得金額(第20条第6号の3に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。第9条第1項の表において同じ。)に係る県民税	県庁の所在地
略	

2 略

(県税の減免)

第8条 知事は、次の表の左欄に掲げる税目について、同表の右欄に掲げる場合に該当し、かつ、必要があると認めるときは、県税を減免することができる。

略	
法人の事業税	災害により著しく資力が減少した場合
個人の事業税	災害により著しく資力が減少した場合
	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けることとなった場合
略	

2及び3 略

(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限(納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。)後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合には、

(課税地)

第5条 次の表の左欄に掲げる税目に係る徴収金は、それぞれ同表の右欄に掲げる課税地を管轄する県税事務所において賦課徴収する。

税目	課税地
略	
利子等(第20条第6号に規定する利子等をいう。以下この章において同じ。)に係る県民税	利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等(第20条第11号に規定する営業所等をいう。)で県内に所在するもののうち主たるものの所在地
略	

2 略

(県税の減免)

第8条 知事は、次の表の左欄に掲げる税目について、同表の右欄に掲げる場合に該当し、かつ、必要があると認めるときは、県税を減免することができる。

略	
事業税	災害により著しく資力が減少した場合
	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けることとなった場合
略	

2及び3 略

(納期限後に納付又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第9条 納税者又は特別徴収義務者は、納期限(納期限の延長があった場合においては、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。)後にその税金を納付し、又はその納入金を納入する場合には、

当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合（次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 略		
(2) 利子等に 係る 県 民 税	ア 略 イ 法第71条の10第2項の申告書に係る税額	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
(2の2) 特定 配当等 に係る 県 民 税	ア 第53条の9第1項の規定により不足金額を納付する場合の税額	当該不足金額の納期限までの期間又は当該不足金額の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
	イ 法第71条の31第2項の申告書に係る税額	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
(2の3) 特定 株式等 譲渡所 得金額 に係る 県 民 税	ア 第53条の17第1項の規定により不足金額を納付する場合の税額	当該不足金額の納期限までの期間又は当該不足金額の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
	イ 法第71条の51第2項の申告書に係る税額	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
(3) 法 人の事 業 税	ア 略	
	イ 法第72条の25第12項、法第72条の26第4項又は法第72条の28第2項、法第72条の29第2項、法第72条の30第2項若しくは法第72条の31第2項において準用する法第72条の25第12項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
ウ~オ 略		
(4)~(13) 略		

2 ~ 4 略

当該税額又は納入金額にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合（次の表の左欄に掲げる税目の同表の中欄に掲げる税額にあっては、それぞれ同表の右欄に定める期間についての割合は、年7.3パーセントとする。）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書若しくは納税通知書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 略		
(2) 利子等に 係る 県 民 税	ア 略 イ 法第71条の10第2項の申告書に係る税額	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
(2の2) 特定 配当等 に係る 県 民 税	ア 第53条の9第1項の規定により不足金額を納付する場合の税額	当該不足金額の納期限までの期間又は当該不足金額の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
	イ 法第71条の31第2項の申告書に係る税額	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
(2の3) 特定 株式等 譲渡所 得金額 に係る 県 民 税	ア 第53条の17第1項の規定により不足金額を納付する場合の税額	当該不足金額の納期限までの期間又は当該不足金額の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
	イ 法第71条の51第2項の申告書に係る税額	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
(3) 法 人の事 業 税	ア 略	
	イ 法第72条の25第8項、法第72条の26第4項又は法第72条の28第2項、法第72条の29第2項、法第72条の30第2項若しくは法第72条の31第2項において準用する法第72条の25第8項の申告書でその提出期限までに提出したものに係る税額	当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
ウ~オ 略		
(4)~(13) 略		

2 ~ 4 略

(用語)

第20条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)~(4) 略

(4の2) 配当割 法第23条第1項第3号の3に規定する配当割をいう。

(4の3) 株式等譲渡所得割 法第23条第1項第3号の4に規定する株式等譲渡所得割をいう。

(5)及び(6) 略

(6の2) 特定配当等 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等をいう。

(6の3) 特定株式等譲渡所得金額 法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。

(7)~(11) 略

(県民税の納税義務者等)

第21条 県民税は、次の表の左欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の右欄に定める額によって課する。

(1)~(4) 略

(5) 利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける者	利子割の額
---	-------

(6) 特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有するもの	配当割の額
---	-------

(7) 法第24条第1項第7号に規定する選択口座(以下この節において「選択口座」という。)に係る同号に規定する特定口座内保管上場株式等(以下この節において「特定口座内保管上場株式等」という。)の同号に規定する譲渡(以下この節において「譲渡」という。)の対価又は当該選択口座において処理された同号に規定する上場株式等(以下この節において「上場株式等」という。)の同号に規定する信用取引等(以下この節において「信用取引等」という。)に係る同号に規定する差金決済(以下この節において「差金決済」という。)に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有するもの	株式等譲渡所得割の額
--	------------

2 前項の表(1)、(6)及び(7)の県内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受ける者については、市町村の住民基本台帳に記録されている者(法第294条第3項の規定により当該住民基本台帳に記録されているものとみなされる者を含み、同条第4項に規定する者を除く。)をいう。

(用語)

第20条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)~(4) 略

(5)及び(6) 略

(7)~(11) 略

(県民税の納税義務者等)

第21条 県民税は、次の表の左欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の右欄に定める額によって課する。

(1)~(4) 略

(5) 利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける者	利子割の額
---	-------

2 前項の表(1)の県内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受ける者については、市町村の住民基本台帳に記録されている者(法第294条第3項の規定により当該住民基本台帳に記録されているものとみなされる者を含み、同条第4項に規定する者を除く。)をいう。

3～7 略

(所得割の税率)

第24条 略

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第24条の2 所得割の納税義務者が、法第32条第13項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第15項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の32を乗じて得た金額を、その者の前条並びに法第36条及び第37条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 平成17年度から平成20年度までの各年度分の個人の県民税に係る前項の規定の適用については、同項中「100分の32」とあるのは、「3分の1」とする。

(配当控除)

第25条 当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、法附則第5条第1項に規定する配当所得があるときは、同項各号に掲げる金額の合計額を、その者の第24条及び法第36条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び次条第1項」とする。

(法人税割の税率)

第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。

法 人 税 割		税率
(1) 略		
(2) 平成9年4月1日から平成19年3月31日までの間(以下この表において「特例期間」という。)に終了する各事業年度分及び各計算期間(第55条第1項の表(2)に規定する計算期間をいう。)分の法人税割並びに特例期間内における解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法	略	

3～7 略

(所得割の税率)

第24条 略

(配当控除)

第25条 当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、法附則第5条第1項に規定する配当所得があるとき(同条第3項の規定に該当する場合を除く。)は、同条第1項各号に掲げる金額の合計額を、その者の所得割の額から控除する。

(配当控除)

第25条 当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、法附則第5条第1項に規定する配当所得があるとき(同条第3項の規定に該当する場合を除く。)は、同条第1項各号に掲げる金額の合計額を、その者の所得割の額から控除する。

(法人税割の税率)

第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。

法 人 税 割		税率
(1) 略		
(2) 平成9年4月1日から平成19年3月31日までの間(以下この表において「特例期間」という。)に終了する各事業年度分及び各計算期間(第55条第1項に規定する計算期間をいう。)分の法人税割並びに特例期間内における解散(合併による清算所得を除く。)による清算所得に対する法人税割に	略	

人税額に係る法人税割
(清算中の各事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人税割を含む。以下この表において「清算所得に係る法人税割」という。)

係る法人税割(清算中の各事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人税割を含む。以下この表において「清算所得に係る法人税割」という。)

2 ~ 6 略

(利子割に係る不足金額等の納付手続)

第53条 略

第5款 特定配当等に係る県民税

(配当割の課税標準)

第53条の2 配当割の課税標準は、支払を受けるべき特定配当等の額とする。

2 前項の特定配当等の額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によって算定する。

(配当割の税率)

第53条の3 配当割の税率は、100分の5とする。

(配当割の税率の特例)

第53条の4 平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払を受けるべき特定配当等の額に係る配当割の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(配当割の徴収の方法)

第53条の5 配当割の徴収については、特別徴収の方法による。

(配当割の特別徴収義務者)

第53条の6 配当割の特別徴収義務者は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者(当該特定配当等が法第71条の29に規定する国外特定配当等(次条において「国外特定配当等」という。)である場合にあっては、その支払を取り扱う者)とする。

(配当割の申告納入)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際(特別徴収義務者が国外特定配当等の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る国外特定配当等の交付の際)、その特定配当等について配当割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、法第71条の31第2項の総務省令で定める納入申告

2 ~ 6 略

(利子割に係る不足金額等の納付手続)

第53条 略

書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。この場合において、知事に提出すべき納入申告書には、同項の総務省令で定める計算書を添付しなければならない。

(配当割に係る更正及び決定に関する通知)

第53条の8 法第71条の32第4項の規定による更正又は決定の通知、法第71条の35第5項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第71条の36第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(配当割に係る不足金額等の納入手続)

第53条の9 前条の通知書を受理した特別徴収義務者は、不足金額(法第71条の33第1項に規定する不足金額をいう。)、過少申告加算金額(法第71条の35第1項に規定する過少申告加算金額をいう。)、不申告加算金額(同条第3項に規定する不申告加算金額をいう。))又は重加算金額(法第71条の36第1項に規定する重加算金額をいう。))があるときは、それぞれ納入書によってこれらを納入しなければならない。

2 前項の不足金額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額に係る納期限は、前条の通知をした日から1月を経過した日とする。

第6款 特定株式等譲渡所得金額に係る県民税

(株式等譲渡所得割の課税標準)

第53条の10 株式等譲渡所得割の課税標準は、特定株式等譲渡所得金額とする。

2 前項の特定株式等譲渡所得金額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によって算定する。

(株式等譲渡所得割の税率)

第53条の11 株式等譲渡所得割の税率は、100分の5とする。

(株式等譲渡所得割の税率の特例)

第53条の12 平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間に行われた特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた特定株式等譲渡所得金額に係る株式等譲渡所得割の税率は、前条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(株式等譲渡所得割の徴収の方法)

第53条の13 株式等譲渡所得割の徴収については、特別徴収の方法による。

(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者)

第53条の14 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、選択口座が開設されている法第71条の51第1項に規定する証券業者で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものとする。

(株式等譲渡所得割の申告納入)

第53条の15 前条の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益(以下この項において「当該譲渡の対価等」という。)に相当する金額の支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収し、その徴収の日の属する年の翌年の1月10日(法第71条の51第2項の施行令で定める場合にあつては、同項の施行令で定める日)までに、同項の総務省令で定める納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。この場合において、知事に提出すべき納入申告書には、同項の総務省令で定める計算書を添付しなければならない。

(株式等譲渡所得割に係る更正及び決定に関する通知)

第53条の16 法第71条の52第4項の規定による更正又は決定の通知、法第71条の55第5項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第71条の56第4項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(株式等譲渡所得割に係る不足金額等の納入手続)

第53条の17 前条の通知書を受理した特別徴収義務者は、不足金額(法第71条の53第1項に規定する不足金額をいう。)、過少申告加算金額(法第71条の55第1項に規定する過少申告加算金額をいう。)、不申告加算金額(同条第3項に規定する不申告加算金額をいう。)又は重加算金額(法第71条の56第1項に規定する重加算金額をいう。)があるときは、それぞれ納入書によってこれらを納入しなければならない。

2 前項の不足金額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額に係る納期限は、前条の通知をした日から1月を経過した日とする。

第 1 款 通則

(用語)

第53条の18 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 付加価値割 法第72条第1号に規定する付加価値割をいう。
- (2) 資本割 法第72条第2号に規定する資本割をいう。
- (3) 所得割 法第72条第3号に規定する所得割をいう。
- (4) 特定信託所得割 法第72条第4号に規定する特定信託所得割をいう。
- (5) 収入割 法第72条第5号に規定する収入割をいう。

(事業税の納税義務者等)

第54条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の額の欄に定める額によって、その事業を行う法人に課する。

事業	額	
(1)(2)及び(3)に掲げる事業以外の事業	ア イに掲げる法人以外の法人(以下この節において「外形標準課税対象法人」という。)	付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額
	イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、特別法人(法第72条の24の7第6項に規定する特別法人をいう。以下この節において同じ。)、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第1項第1号口に規定する投資法人及び同号口に規定する特定目的会社並びにこれらの法人以外の法人で資本の金額若しくは出資金額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの	所得割額

(事業税の納税義務者等)

第54条 事業税は、法人の行う事業並びに法第72条に規定する個人が行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、その事業を行う者に課する。

	(次条第1項の表において「外形標準課税対象外法人」という。)
(2) 特定信託 (法第72条第3号に規定する特定信託をいう。以下この節において同じ。)の受託者である法人の行う信託業(特定信託に係るものに限る。)	特定信託所得割額
(3) 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業	収入割額

2 個人の行う事業に対する事業税は、法第72条の2に規定する個人の行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、その事業を行う個人に課する。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業(法第72条の2第10項の施行令に規定する事業をいう。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)は、法人とみなして、法人の事業税に関する規定をこれに適用する。

第2款 法人の事業税

(法人の事業税の課税標準)

第55条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の課税標準の欄に定めるものによる。

事業	課税標準	
(1)(2)及び(3)に掲げる事業以外の事業	外形標準課税対象法人	付加価値割 各事業年度の付加価値額
		資本割 各事業年度の資本等の金額

2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業(法第72条第8項の施行令に規定する事業をいう。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)は、法人とみなして、法人の事業税に関する規定をこれに適用する。

(事業税の課税標準)

第55条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業にあっては各事業年度の収入金額、特定信託(法人税法第2条第29号の3に規定する特定信託をいう。以下この節において同じ。)の受託者である法人が行う信託業にあっては各事業年度の所得及び各特定信託の各計算期間(法第72条の13第26項から第31項までの規定により求められる同条第1項に規定する計算期間をいう。以下この節において同じ。)の所得並びに清算所得、その他の事業にあっては各事業年度の所得及び清算所得による。

		所得割	各事業年度の所得及び清算所得
	外形標準課税対象外法人	所得割	各事業年度の所得及び清算所得
(2) 特定信託の受託者である法人の行う信託業(特定信託に係るものに限る。)	特定信託所得割		各特定信託の各計算期間(法第72条の13第26項から第31項までの規定により求められる同条第1項に規定する計算期間をいう。以下この節において同じ。)の所得
(3) 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業	収入割		各事業年度の収入金額

2 前項の表の課税標準の欄に定める各事業年度の付加価値額は、法第72条の15の規定により算定される各事業年度の報酬給与額、法第72条の16の規定により算定される各事業年度の純支払利子及び法第72条の17の規定により算定される純支払賃借料の合計額と法第72条の18の規定により算定される各事業年度の単年度損益との合計額による。

3 第1項の表の課税標準の欄に定める各事業年度の資本等の金額は、法第72条の21の規定により算定される金額による。

4 第1項の表の課税標準の欄に定める各事業年度の所得及び清算所得並びに各特定信託の各計算期間の所得は、法第72条の23の規定により算定される金額による。

5 第1項の表の課税標準の欄に定める各事業年度の収入金額は、法第72条の24の2の規定により算定される金額による。

(法人の区分経理の義務)

第56条 医療法人又は医療施設(法第72条の23第1項の施行令で定めるものを除く。)に係る事業を行う農業協同組合連合会(法第72条の5第1項第5号に規定する特定農業協同組合連合会を除く。)で事業税の納税義務があるものは、当該法人の事業から生ずる所得に

2 個人の行う事業に対する事業税の課税標準は、当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得による。

3 個人が年の中途において事業を廃止した場合における事業税の課税標準は、前項に規定する所得によるほか、当該年の1月1日から事業廃止の日までの個人の事業の所得による。

(法人又は個人の課税標準の区分経理の義務)

第56条 医療法人、医療施設(法第72条の14第1項の施行令で定めるものを除く。)に係る事業を行う農業協同組合連合会(法第72条の5第1項第4号に規定する特定農業協同組合連合会を除く。)又は法第72条第7項第1号から第5号までに掲げる事業を行う個人で事

ついて、法第72条の23第1項ただし書の規定によって当該法人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び損金の額又は法人税法第81条の18第1項に規定する個別帰属益金額及び同項に規定する個別帰属損金額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

2 略

業税の納税義務があるものは、当該法人又は個人の事業から生ずる所得について、法第72条の14第1項ただし書又は第72条の17第1項ただし書の規定によって当該法人又は個人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び損金の額若しくは法人税法第81条の18第1項に規定する個別帰属益金額及び同項に規定する個別帰属損金額又は総収入金額及び必要な経費に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

2 略

(事業税の税率)

第57条 事業税の税率は、次の表の区分の欄に掲げる者ごとに、それぞれ同表の税率の欄に定める金額とする。

区分	税率
(1) 電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業を行う法人	各事業年度の収入金額の100分の1.5
(2) 特別法人 特別法人 (法第72条の22第4項に規定する特別法人をいう。以下この条及び次条において同じ。)	ア及びイの合計 ア 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額及び各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額の100分の5.6 イ 各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超える金額並びに清算所得の100分の7.5
その他の法人	アからウまでの合計 ア 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額及び各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額の100分の5.6 イ 各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額及び各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額の100分の8.4 ウ 各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び各特定信託の各計

		算期間の所得のうち年800万円を超える金額並びに清算所得の100分の11
(3) その他の事業を行う法人	特別法人	ア及びイの合計 ア 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額の100分の5.6 イ 各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得の100分の7.5
	その他の法人	アからウまでの合計 ア 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額の100分の5.6 イ 各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額の100分の8.4 ウ 各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得の100分の11
(4) 法第72条第5項に規定する第一種事業を行う個人		所得の100分の5
(5) 法第72条第6項に規定する第二種事業を行う個人		所得の100分の4
(6) 法第72条第7項に規定する第三種事業((7)に掲げるものを除く。)を行う個人		所得の100分の5
(7) 法第72条第7項に規定する第三種事業のうち同項第4号、第5号又は第7号に掲げる事業を行う個人		所得の100分の3

2. 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本の金額又は出資金額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の税率は、前項の表(2)又は(3)の規定にかかわらず、特別法人にあっては各事業年度の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得の100分の7.5とし、その他の法人にあっては各事業年度の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得の100分の11とする。

第57条 削除

(法人の事業税の税率)

第58条 法第72条の24の7の規定にかかわらず、法附則第40条の規定により特例措置が講じられる間の法人の事業税の税率については、次項から第5項までに定めるところによる。

2 平成11年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。)並びに特定信託の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成12年法律第97号)の施行の日以後に終了する各計算期間に係る法人の事業税の額は、次の表の事業の欄に掲げる事業ごとに、同表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	法人	金額	税率
(1)(2)及び(3)に掲げる事業以外の事業	外形標準課税対象法人	各事業年度の付加価値額	100分の0.48
		各事業年度の資本等の金額	100分の0.2
		各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.8
		各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.5
	特別法人	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5
		各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	100分の6.6
	その他の法人	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5
		各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の7.3

(法人の事業税の税率の特例)

第58条 前条の規定にかかわらず、法附則第40条の規定により特例措置が講じられる間の法人の事業税の税率については、次項から第5項までに定めるところによる。

2 平成11年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。)並びに法人税法第2条第29号の3に規定する特定信託の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成12年法律第97号)の施行の日以後に終了する各計算期間に係る法人の事業税の税率は、次の表の区分の欄に掲げる者ごとに、それぞれ同表の税率の欄に定める金額とする。

区分	税率
(1) 電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業を行う法人	各事業年度の収入金額の100分の1.3
(2) 特定信託の受託者である信託業を行う法人	特別法人 ア及びイの合計 ア 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額及び各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額の100分の5 イ 各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超える金額並びに清算所得の100分の6.6
	その他の法人 アからウまでの合計 ア 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額及び各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額の100分の5 イ 各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額及び各特定信託の各計算期間の所

		各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	100分の9.6
(2) 特定信託の受託者である法人の行う信託業(特定信託に係るものに限る。)	特別法人	各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5
		各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超える金額	100分の6.6
	その他の法人	各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5
		各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の7.3
		各特定信託の各計算期間の所得のうち年800万円を超える金額	100分の9.6
(3) 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業	電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業を行う法人	各事業年度の収入金額	100分の1.3

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本の金額又は出資金額が1,000万円以上のものが行う事業に対する法人の事業税の額は、前項の表(1)又は(2)の規定にかかわらず、次の表の法人の欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

法人	金額	税率
外形標準課税対象法人	各事業年度の付加価値額	100分の0.48
	各事業年度の資本等の金額	100分の0.2
	各事業年度の所得及び清算所得	100分の7.2
	各特定信託の各計算期間の所得	100分の9.6

		得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額の100分の7.3 ウ 各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び各特定信託の各計算期間の所得のうち年800万円を超える金額並びに清算所得の100分の9.6
(3) その他の事業を行う法人	特別法人	ア及びイの合計 ア 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額の100分の5 イ 各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得の100分の6.6
	その他の法人	アからウまでの合計 ア 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額の100分の5 イ 各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額の100分の7.3 ウ 各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得の100分の9.6

3 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本の金額又は出資金額が1,000万円以上のものが行う事業に対する法人の事業税の税率は、前項の表(2)又は(3)の規定にかかわらず、特別法人にあっては各事業年度の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得の100分の6.6とし、その他の法人にあっては各事業年度の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得の100分の9.6とする。

特別法人	各事業年度の所得及び清算所得	100分の6.6
	各特定信託の各計算期間の所得	100分の6.6
その他の法人	各事業年度の所得及び清算所得	100分の9.6
	各特定信託の各計算期間の所得	100分の9.6

4 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第2項の規定にかかわらず、次の表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額に同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

事業	金額	税率
(1)(2)及び(3)に掲げる事業以外の事業	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5
	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額及び清算所得	100分の6.6
	各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の7.9
(2) 特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）	各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5
	各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超える金額	100分の6.6
(3) 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業	各事業年度の収入金額	100分の1.3

4 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第68条第1項の規定に該当する法人の同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の税率は、第2項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる者ごとに、それぞれ同表の税率の欄に定める金額とする。

区分	税率
(1) 電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業を行う法人	各事業年度の収入金額の100分の1.3
(2) 特定信託の受託者である信託業を行う法人	特別法人 ア及びイの合計 ア 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額及び各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額の100分の5 イ 各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超える金額並びに清算所得の100分の6.6
	その他の法人 アからウまでの合計 ア 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額及び各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額の100分の5 イ 各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額及び各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額の100分の7.3 ウ 各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び各特定信託の各計

		算期間の所得のうち年800万円を超える金額並びに清算所得の100分の9.6
(3) その他の事業を行う法人	特別法人	ア及びイの合計 ア 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額の100分の5 イ 各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得の100分の6.6(各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の7.9)
	その他の法人	アからウまでの合計 ア 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額の100分の5 イ 各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額の100分の7.3 ウ 各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得の100分の9.6

5 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人で資本の金額又は出資金額が1,000万円以上のものが行う事業に対する同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の額は、第3項及び前項の表(1)又は(2)の規定にかかわらず、次の表の金額の欄に掲げる金額に、それぞれ同表の税率の欄に定める税率を乗じて得た金額の合計額とする。

金額	税率
各事業年度の所得のうち年10億円以下の金額及び清算所得	100分の6.6
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の7.9
各特定信託の各計算期間の所得	100分の6.6

(法人の事業税の徴収方法)

第59条 法人の行う事業に対する事業税の徴収について

5 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人で資本の金額又は出資金額が1,000万円以上のものが行う事業に対する同項に規定する各事業年度に係る法人の事業税の税率は、第3項及び前項の表(2)又は(3)の規定にかかわらず、特別法人にあっては各事業年度の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得の100分の6.6(各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の7.9)とし、その他の法人にあっては各事業年度の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得の100分の9.6とする。

(事業税の徴収方法)

第59条 事業税の徴収については、法人の行う事業に対

は、申告納付の方法による。

(法人の事業税の申告納付)

第60条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度の付加価値額、資本等の金額、所得及び清算所得若しくは収入金額又は各特定信託の各計算期間の所得につき次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に定める期間内に法第72条の25第12項の総務省令で定める様式による申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

略

(法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付)

第61条 略

2 前条若しくは前項若しくはこの項の規定によって申告書若しくは修正申告書を提出した法人又は法第72条の39、法第72条の41若しくは法第72条の41の2の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、当該申告書若しくは修正申告書に記載した、又は当該更正若しくは決定に係る付加価値額、資本等の金額、所得、清算所得若しくは収入金額又は事業税額について不足額がある場合(納付すべき事業税額がない旨の申告書を提出した法人にあっては、納付すべき事業税額がある場合)においては、遅滞なく、法第72条の33第2項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。

3 前条又は第1項の規定によって申告書を提出した法人(収入割のみを申告納付すべきものを除く。)は、前項の規定によるほか、当該申告に係る事業税の計算の基礎となった事業年度(清算所得については、その算定の期間)又は計算期間に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき(当該法人が、当該事業年度において法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人(同条第12号の7の3に規定する連結子法人に限る。)である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に同条第12号の7の5に規定する連結完全支配関係(次条第4項において「連結完全支配関係」という。)がある同法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人(次条第4項において「連結親法人」という。)が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき)は、当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から1月以内に、当該更正又は決定に係る課税標準を基礎として、法第72条の33第3項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正によ

するものにあつては申告納付の方法により、個人の行う事業に対するものにあつては普通徴収の方法による。

(法人の事業税の申告納付)

第60条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度の所得及び清算所得若しくは収入金額又は各特定信託の各計算期間の所得につき次の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に定める期間内に法第72条の25第8項の総務省令で定める様式によって、当該所得、清算所得又は収入金額に係る事業税の申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によって納付しなければならない。

略

(法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付)

第61条 略

2 前条若しくは前項若しくはこの項の規定によって申告書若しくは修正申告書を提出した法人又は法第72条の39若しくは法第72条の41の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、当該申告書若しくは修正申告書に記載した、又は当該更正若しくは決定に係る所得、清算所得若しくは収入金額又は事業税額について不足額がある場合(納付すべき事業税額がない旨の申告書を提出した法人にあっては、納付すべき事業税額がある場合)においては、遅滞なく、法第72条の33第2項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。

3 前条又は第1項の規定によって申告書を提出した法人で所得及び清算所得に対する事業税を申告納付すべきものは、前項の規定によるほか、当該申告に係る事業税の計算の基礎となった事業年度(清算所得については、その算定の期間)又は計算期間に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき(当該法人が、当該事業年度において法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人(同条第12号の7の3に規定する連結子法人に限る。)である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に同条第12号の7の5に規定する連結完全支配関係(次条第4項において「連結完全支配関係」という。)がある同法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人(次条第4項において「連結親法人」という。)が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき)は、当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から1月以内に、当該更正又は決定に係る課税標準を基礎として、法第72条の33第3項の総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、そ

り増加した税額があるときはこれを納付しなければならない。

(法人の事業税の徴収猶予の申請)

第61条の2 法人の事業税の納税義務者は、法第72条の38の2第1項又は第6項の規定によって徴収猶予を申請する場合には、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、当該事業税の申告書を提出する際に併せて知事に提出するとともに、申請に係る金額に相当する担保を提供しなければならない。

- (1) 所在地及び名称
- (2) 申請に係る事務所又は事業所の名称及び所在地並びにその代表者の氏名
- (3) 徴収猶予を受けようとする理由
- (4) 提供する担保
- (5) 徴収猶予を受けようとする税額及び期間
- (6) その他知事が必要であると認める事項

(法人の事業税に係る不足税額の納付手続)

第64条 略

第3款 個人の事業税

(個人の事業税の課税標準)

第64条の2 個人の行う事業に対する事業税の課税標準は、当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得による。

2 個人が年の中途において事業を廃止した場合における事業税の課税標準は、前項に規定する所得によるほか、当該年の1月1日から事業の廃止の日までの個人の事業の所得による。

(個人の区分経理の義務)

第64条の3 法第72条の2第9項第1号から第5号までに掲げる事業を行う個人で事業税の納税義務があるものは、当該個人の事業から生ずる所得について、法第72条の49の8第1項ただし書の規定によって当該個人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上総収入金額及び必要な経費に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

(個人の事業税の税率)

第64条の4 個人の行う事業に対する事業税の額は、次の表の区分の欄に掲げる者の区分に応じ、所得にそれぞれ同表の税率の欄に定める率を乗じて得た金額とする。

の修正により増加した税額があるときはこれを納付しなければならない。

(法人の事業税に係る不足税額の納付手続)

第64条 略

区分	税率
(1) 法第72条の2第7項に規定する第一種事業を行う個人	100分の5
(2) 法第72条の2第8項に規定する第二種事業を行う個人	100分の4
(3) 法第72条の2第9項に規定する第三種事業((4)に掲げるものを除く。)を行う個人	100分の5
(4) 法第72条の2第9項に規定する第三種事業のうち同項第4号、第5号又は第7号に掲げる事業を行う個人	100分の3

(個人の事業税の徴収方法)

第64条の5 個人が行う事業に対する事業税の徴収については、普通徴収の方法による。

(個人の事業税の賦課徴収に関する申告)

第66条 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者で、法第72条の49の8第1項の規定によって計算した個人の事業の所得の金額が法第72条の49の10第1項の規定による控除額を超えるものは、法第72条の55第1項の総務省令の定めるところにより、当該年度の初日の属する年(以下この項及び次項において「当該年」という。)の3月15日までに、当該年の前年中の事業の所得、当該年の前年において生じた譲渡損失の金額並びに法第72条の49の8第2項及び第3項の事業専従者控除に関する事項その他当該事業の所得の計算に必要な事項を知事に申告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年の中途において事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日から1月以内(当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4月以内)に、当該年の1月1日から事業の廃止の日までの事業の所得、当該年の1月1日から事業の廃止の日までに生じた譲渡損失の金額並びに法第72条の49の8第2項及び第3項の事業専従者控除に関する事項その他当該事業の所得の計算に必要な事項を知事に申告しなければならない。

3 前2項の規定による申告の義務を有しない者で当該年度の翌年度以後において法第72条の49の8第6項、第7項又は第10項の規定の適用を受けようとするものは、当該年の3月15日までに、法第72条の55第2項の総務省令で定めるところにより、知事に申告することができる。

(事業再構築計画等の認定を受けた事業者の営業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第111条 法附則第11条の4第5項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次掲げる事項を記載した申告書に、同項の表の上欄に掲

(個人の事業税の賦課徴収に関する申告)

第66条 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者で、法第72条の17第1項の規定によって計算した個人の事業の所得の金額が法第72条の18第1項の規定による控除額を超えるものは、法第72条の55第1項の総務省令の定めるところにより、当該年度の初日の属する年(以下この項及び次項において「当該年」という。)の3月15日までに、当該年の前年中の事業の所得、当該年の前年において生じた譲渡損失の金額並びに法第72条の17第2項及び第3項の事業専従者控除に関する事項その他当該事業の所得の計算に必要な事項を知事に申告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年の中途において事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日から1月以内(当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4月以内)に、当該年の1月1日から事業の廃止の日までの事業の所得、当該年の1月1日から事業の廃止の日までに生じた譲渡損失の金額並びに法第72条の17第2項及び第3項の事業専従者控除に関する事項その他当該事業の所得の計算に必要な事項を知事に申告しなければならない。

3 前2項の規定による申告の義務を有しない者で当該年度の翌年度以後において法第72条の17第6項、第7項又は第10項の規定の適用を受けようとするものは、当該年の3月15日までに、法第72条の55第2項の総務省令で定めるところにより、知事に申告することができる。

(事業再構築計画等の認定を受けた事業者の営業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第111条 法附則第11条の4第5項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次掲げる事項を記載した申告書に、同項の表の上欄に掲

げる計画（以下この条及び次条において「認定計画」という。）に従って行われた営業の譲渡に係る不動産の取得であることを証明する書類及び当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を認定計画に係る事業の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

(4) 施行令附則第9条の3第2項に規定する建設計画中の不動産（次条において「建設計画中の不動産」という。）にあっては、建設開始年月日

（ゴルフ場利用税の税率の特例）

第127条 次に掲げる者に係るゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、前条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の2分の1とする。

(1)及び(2) 略

(3) スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第6条に規定する国民体育大会（以下「国民体育大会」という。）及びその予選会について指定された練習日における練習のためにゴルフ場を利用するプロゴルファー以外の選手

(4) 国民体育大会に準ずる競技会として知事が指定したもの（以下「国民体育大会に準ずる競技会」という。）に参加するプロゴルファー以外の選手（国民体育大会に準ずる競技会の競技及び当該国民体育大会に準ずる競技会について指定された練習日における練習のためにゴルフ場を利用する場合に限る。）

2及び3 略

（自動車税の課税免除）

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税（第8号に規定する自動車にあっては、平成13年度以後の年度分の自動車税に限る。）を課さない。ただし、第4号から第13号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)~(7) 略

(8) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が専らその事業の用に供する自動車（通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第8項に規定する児童デイサービス事業

イ 児童福祉法第6条の2第9項に規定する児童短期入所事業

ウ及びエ 略

オ 身体障害者福祉法第4条の2第7項に規定する身体障害者デイサービス事業

カ 身体障害者福祉法第4条の2第8項に規定する

げる計画（以下この条及び次条において「認定計画」という。）に従って行われた営業の譲渡に係る不動産の取得であることを証明する書類及び当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を認定計画に係る事業の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

(4) 施行令附則第9条の5第2項に規定する建設計画中の不動産（次条において「建設計画中の不動産」という。）にあっては、建設開始年月日

（ゴルフ場利用税の税率の特例）

第127条 次に掲げる者に係るゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、前条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の2分の1とする。

(1)及び(2) 略

(3) スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第6条に規定する国民体育大会の予選会その他同条に規定する国民体育大会に準ずる競技会として知事が指定したもの（以下「国民体育大会予選会等」という。）に参加するプロゴルファー以外の選手（国民体育大会予選会等の競技及び当該国民体育大会予選会等について指定された練習日における練習として利用する場合に限る。）

2及び3 略

（自動車税の課税免除）

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税（第8号に規定する自動車にあっては、平成13年度以後の年度分の自動車税に限る。）を課さない。ただし、第4号から第13号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)~(7) 略

(8) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が専らその事業の用に供する自動車（通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第3項に規定する児童デイサービス事業

イ 児童福祉法第6条の2第4項に規定する児童短期入所事業

ウ及びエ 略

オ 身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービス事業

カ 身体障害者福祉法第4条の2第4項に規定する

身体障害者短期入所事業

キ 知的障害者福祉法第4条第8項に規定する知的障害者デイサービス事業

ク 知的障害者福祉法第4条第9項に規定する知的障害者短期入所事業

(9)~(13) 略

(自動車取得税の課税免除)

第171条 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、第3号から第11号までに規定する自動車の取得にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)~(5) 略

(6) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が専らその事業の用に供する自動車(通所者又は入所者の送迎の用に供するものであって、平成13年4月1日以後に取得されたものに限る。)

ア 児童福祉法第6条の2第8項に規定する児童デイサービス事業

イ 児童福祉法第6条の2第9項に規定する児童短期入所事業

ウ及びエ 略

オ 身体障害者福祉法第4条の2第7項に規定する身体障害者デイサービス事業

カ 身体障害者福祉法第4条の2第8項に規定する身体障害者短期入所事業

キ 知的障害者福祉法第4条第8項に規定する知的障害者デイサービス事業

ク 知的障害者福祉法第4条第9項に規定する知的障害者短期入所事業

(7)~(11) 略

身体障害者短期入所事業

キ 知的障害者福祉法第4条第3項に規定する知的障害者デイサービス事業

ク 知的障害者福祉法第4条第4項に規定する知的障害者短期入所事業

(9)~(13) 略

(自動車取得税の課税免除)

第171条 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、第3号から第11号までに規定する自動車の取得にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)~(5) 略

(6) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が専らその事業の用に供する自動車(通所者又は入所者の送迎の用に供するものであって、平成13年4月1日以後に取得されたものに限る。)

ア 児童福祉法第6条の2第3項に規定する児童デイサービス事業

イ 児童福祉法第6条の2第4項に規定する児童短期入所事業

ウ及びエ 略

オ 身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービス事業

カ 身体障害者福祉法第4条の2第4項に規定する身体障害者短期入所事業

キ 知的障害者福祉法第4条第3項に規定する知的障害者デイサービス事業

ク 知的障害者福祉法第4条第4項に規定する知的障害者短期入所事業

(7)~(11) 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成16年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、当該各号に定める日から施行する。

「第1款 通則(第53条の18・第54条)

(1) 目次の改正(「(第54条 - 第68条)」を削り、第2款 法人の事業税(第55条 第64条) を加える
第3款 個人の事業税(第64条の2 - 第68条)」

部分に限る。)、第8条第1項の表、第9条第1項の表(3)、第40条第1項の表及び第54条の改正、同条の前に款名及び1条を加える改正、同条の次に款名を付する改正、第55条の改正、第56条の改正(同条第1項中「第72条の5第1項第4号」を「第72条の5第1項第5号」に改める部分を除く。)、第57条を削り、同条を加える改正、第58条から第61条までの改正、同条の次に1条を加える改正、第64条の次に款名及び4条を加える改正並びに第66条の改正並びに附則第3条の規定 平成16年4月1日

(2) 第25条第1項、第111条、第127条第1項、第137条第8号及び第171条第6号の改正 公布の日

(3) 第56条第1項の改正(「第72条の5第1項第4号」を「第72条の5第1項第5号」に改める部分に限る。)
平成15年10月1日

(県民税に関する経過措置)

第2条 改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)第24条の2の規定は、平成17年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

2 新条例の規定中特定配当等(新条例第20条第6号の2に規定する特定配当等をいう。以下この項において同じ。)に係る県民税に関する部分は、平成16年1月1日以後に支払を受けるべき特定配当等について適用する。

3 新条例の規定中特定株式等譲渡所得金額(新条例第20条第6号の3に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。以下この項において同じ。)に係る県民税に関する部分は、平成16年1月1日以後に支払うべき新条例第21条第1項の表(7)に規定する特定口座内保管上場株式等の同表(7)に規定する譲渡の対価及び同表(7)に規定する上場株式等に係る同表(7)に規定する差金決済(以下この項において「差金決済」という。)に係る差益に相当する金額並びに同日以後に行われる差金決済により生じた地方税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第9号)附則第3条第19項に規定する差損金額に係る特定株式等譲渡所得金額について適用する。

(事業税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成16年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散(当該解散の日を含む事業年度開始の日が平成16年4月1日以後である解散に限り、合併による解散を除く。以下この条において同じ。)による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

